

板橋区協定斎場制度実施要綱

(平成13年2月13日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、東京都板橋区(以下「区」という。)が、良質でかつ低料金な民営斎場(以下「斎場」という。)と協定することにより、区民に有利な葬儀の場を確保し、区民福祉の向上を図るとともに、斎場との協定について必要な事項を定めることを目的とする。

(対象施設)

第2条 協定の対象となる斎場は、次の各号の要件を満たしているものとする。

(1)斎場の所在地が板橋区内であること。

(2)宗教・宗派・取扱い葬祭業者は不問とすること。

(3)以下の施設規模(1式場あたり)を満たしていること。

式場 [120㎡以上]・家族控室 [6畳以上、仮眠可能]・式師控室 [3畳以上]・会食用和(洋)室 [30畳以上]・給湯室 [冷蔵庫、コンロ、テーブル等]・昇降機 [2階以上の施設、車イス対応]・駐車場 [乗用車8台以上。ただし施設が近接駅から300m以内に位置するときは5台以上]

(4)斎場を運営することに対し、近隣住民の理解を得ていること。

(5)斎場利用者には、誠意を持ったサービスを行うこと。

(協定の手続き)

第3条 区と協定しようとする者(以下「代表者」という。)は、区との間において協定書を締結しなければならない。

2 前項の協定を締結した代表者は、施設に協定斎場である旨の表示をするとともに、協定料金を明示しなければならない。

(利用単位及び利用手続き)

第4条 協定斎場を葬儀のために利用できる一回の単位は、1日(通夜から告別式)とする。

2 協定斎場の利用を希望する者は、直接協定斎場に申し出て、施設を利用するものとする。

(協定料金)

第5条 前条第1項の1日の利用料金は、通常(一般利用)価格より低廉とし、上限を80,000円とする。

(利用対象者)

第6条 前条の利用料金は、少なくとも次の各号のいずれかに該当する者に適用する。

(1)板橋区民の葬儀

(2)板橋区民が主催する葬儀

第7条 代表者は、協定斎場としての権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

第8条 区長は、代表者が次の各号の一に該当すると認めるときは協定を取り消すことができる。

(1)協定の目的に反する行為があったとき。

(2)偽り、その他不正な手段により協定を締結したとき。

(3)代表者が斎場の運営を中止するため、解除の申し出をしたとき。

(4)前各号に掲げるもののほか、この要綱に違反したとき。

(経費負担)

第 9 条 協定斎場の運営に係る経費は、代表者の負担とする。

(協定に関する調査)

第 10 条 区は協定に関し、必要と認めるときは代表者に対し、報告を求め、又は実地調査を行うことができる。

(区の責務)

第 11 条 区は協定斎場制度について、必要の都度、区民に対し周知を行うものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は産業経済部長が定める。

付 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 17 年 4 月 1 日付一部改正)

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。